

2025 年 4 月 1 日

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般財団法人日本ガス機器検査協会
検査認証事業部 認証技術部 認証グループ

第一 目的

本実施要領は、一般財団法人日本ガス機器検査協会 検査認証事業部 認証技術部 認証グループ(以下認証グループ)が令和 7 年 4 月 1 日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めたものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法以外で、団体等の構成員でない企業等が、独自に自主行動規範を定めてこれに基づき、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする場合は、本実施要領に基づく認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報(以下、「GHG 関連情報」という。)の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 認定は、認証グループに認定申請を行う、あらゆる事業者を対象とする。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を認証グループに提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

1 認証グループの審査員は、申請者から提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五(発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件)及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査および現地審査を実施する。ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。審査員は書類審査および現地審査を通じ、適合性を評価し審査報告書

を作成して認証技術部長に報告する。

2 認証技術部長は審査報告に対して評価し認定の可否を決定するものとする。

3 認証グループは、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件
事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理及び書類管理方針書)

認定を受けようとする事業者は分別管理、および書類の管理方針を定めた「分別管理および書類管理方針書」又は同等の文書を定めていること。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 認証グループは、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、【別記2】で定め

る「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」(2において「事業者認定書」という。)を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を一般財団法人日本ガス機器検査協会(以下 JIA)のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式の一例を【別記3】に示す。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年3月末までに、認証グループへ報告する。

2 認証グループは、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 臨時審査

認証グループは、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを臨時的に審査することができるものとし、認定事業者は、認証グループから審査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど認証グループに協力しなければならない。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(更新の認定を行う年度を除く)、書類検査を実施することとする。

第十 認定事業者の取消し

1 認証グループは、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を JIA のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項(GHG 関連情報を含む。)に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 認証グループは、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書(継続)」を認証グループに提出しなければならない。

第十二 上記事項が実施できない場合の特別な措置

適切な理由を有し、上記第一項から第十一項までの事項が実施できない不測の事態が生じた場合は認証グループの指示に従うものとする。

附則 本実施要領は、2025年4月1日から施行する。

【別記1】(事業者認定申請書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

一般財団法人日本ガス機器検査協会 殿

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

貴審査機関の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 組織情報 主な業務内容: 創業年: 従業員数: 主要取引銀行: 主要取引先(顧客):
2 業務上必要なライセンス等(例:産業廃棄物収集運搬業)(コピーを添付してください)
3 担当責任者氏名:
4 担当責任者連絡先(事務所):
5 担当責任者連絡先(携帯):
6 担当者メールアドレス:
7 ホームページアドレス:
8 分別管理を行う事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 住所: 最寄駅:

9 分別管理及び書類管理の方針:(別添してください) GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報 管理等及び書類管理の方針」)
10 その他の資格 (ISO、JAS、CoC 等) (コピーを添付してください)

【申請書別紙】

1. 受け入れる木材について (FIT 対象として)

受け入れる木材の種類や数量をご記入ください。(輸入木材の場合、産地と樹種を記載下さい)

(1) 現状

↓受入れている材に○を付けてください。

	種類	年間受入量(m ³ ・t)	(輸入材の場合) 産地・樹種
	間伐材(原木)		
	主伐材(原木)		
	林地残材(原木)		
	支障木・被害木(原木)		
	屋敷林(原木)		
	剪定枝(根・枝・葉)		
	製材端材、チップ、ペレット		
	輸入材(形状)		
	建築解体材、その他廃棄物		
	その他()		

(2) 今後

↓今後受入れる予定の材に○を付けてください。

	種類	年間受入量(m ³ ・t)	(輸入材の場合) 産地・樹種
未 利 用 材	間伐材(原木)		
	主伐材(森林に関する法令に基づき適切に 施業規範等に従い生産される木材)		
	林地残材(原木)		
	支障木・被害木(原木)		
一 般 木 材	主伐材(原木)		
	支障木・被害木(原木)		
	屋敷林(原木)		
	剪定枝(根・枝・葉)		
	製材端材、チップ、ペレット		
	輸入材(形状)		
リサイクル	建築解体材、その他廃棄物		
—	その他()		

2. 供給木材について

供給している木材について種類や数量をご記入ください。

(1) 現状

	種類	年間供給量(m ³ ・t)
	燃料用チップ	
	ペレット	
	チップ以外	
	非燃料用チップ(製紙用、ボード用等)	
	その他()	

(2) 今後(木質バイオマス供給計画)

	種類	年間供給量(m ³ ・t)
	FIT対象 未利用材(チップ以外)	
	FIT対象 未利用材燃料用チップ	
	FIT対象 一般木材(チップ以外)	
	FIT対象 一般木材燃料用チップ	
	FIT対象 リサイクル材(チップ以外)	
	FIT対象 リサイクル材燃料用チップ	
	その他()	

【申請書別紙】

※申請範囲に含む拠点(サイト)が複数ある場合は、こちらにご記入ください。

No.	支店・営業所・委託業者等名称 連絡先(住所・担当者・電話番号)	アクセス(最寄 駅・交通手段)	業務の内容	証明書発行
例	〇〇支店 〒000-0000 港区赤坂 0-00-0 〇〇課×× 赤坂 太郎 00-0000-0000	JR××駅 徒歩5分	間伐材の保管	有・ <input checked="" type="radio"/> 無(本 社で発行)
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無
5				有・無
6				有・無
7				有・無
8				有・無
9				有・無
10				有・無
11				有・無
12				有・無

【別記1ア】(事業者認定申請書(継続)の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

年 月 日

一般財団法人日本ガス機器検査協会 殿

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

貴審査機関の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 組織情報 主な業務内容: 創業年: 従業員数: 主要取引銀行: 主要取引先(顧客):
2 業務上必要なライセンス等(例:産業廃棄物収集運搬業)(コピーを添付してください)
3 担当責任者氏名:
4 担当責任者連絡先(事務所):
5 担当責任者連絡先(携帯):
6 担当者メールアドレス:
7 ホームページアドレス:
8 分別管理を行う事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 住所: 最寄駅:

9 分別管理及び書類管理の方針:(別添してください) GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報 管理等及び書類管理の方針」)
10 その他の資格 (ISO、JAS、CoC 等) (コピーを添付してください)

【申請書別紙】

3. 受け入れる木材について（FIT 対象として）

受け入れる木材の種類や数量をご記入ください。（輸入木材の場合、産地と樹種を記載下さい）

(3) 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

↓受入れている材に○を付けてください。

	種類		過去3年間の受入量(m ³ ・t)	(輸入材の場合) 産地・樹種
未 利 用 材		間伐材(原木)		
		主伐材(<small>森林に関する法令に基づき適切に 施業規範等に従い生産される木材</small>)		
		林地残材(原木)		
		支障木・被害木(原木)		
一 般 木 材		主伐材(原木)		
		支障木・被害木(原木)		
		屋敷林(原木)		
		剪定枝(根・枝・葉)		
		製材端材、チップ、ペレット		
		輸入材(形状)		
リサイクル		建築解体材、その他廃棄物		
—		その他()		

(4) 今後

↓今後受入れる予定の材に○を付けてください。

	種類		年間受入量(m ³ ・t)	(輸入材の場合) 産地・樹種
未 利 用 材		間伐材(原木)		
		主伐材(<small>森林に関する法令に基づき適切に 施業規範等に従い生産される木材</small>)		
		林地残材(原木)		
		支障木・被害木(原木)		
一 般 木 材		主伐材(原木)		
		支障木・被害木(原木)		
		屋敷林(原木)		
		剪定枝(根・枝・葉)		
		製材端材、チップ、ペレット		
		輸入材(形状)		
リサイクル		建築解体材、その他廃棄物		
—		その他()		

4. 供給木材について

供給している木材について種類や数量をご記入ください。

(1) 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

	種類	年間供給量(m ³ ・t)
	FIT対象 未利用材(チップ以外)	
	FIT対象 未利用材燃料用チップ	
	FIT対象 一般木材(チップ以外)	
	FIT対象 一般木材燃料用チップ	
	FIT対象 リサイクル材(チップ以外)	
	FIT対象 リサイクル材燃料用チップ	
	その他()	

(2) 今後(木質バイオマス供給計画)

	種類	年間供給量(m ³ ・t)
	FIT対象 未利用材(チップ以外)	
	FIT対象 未利用材燃料用チップ	
	FIT対象 一般木材(チップ以外)	
	FIT対象 一般木材燃料用チップ	
	FIT対象 リサイクル材(チップ以外)	
	FIT対象 リサイクル材燃料用チップ	
	その他()	

【申請書別紙】

※申請範囲に含む拠点(サイト)が複数ある場合は、こちらにご記入ください。

No.	支店・営業所・委託業者等名称 連絡先(住所・担当者・電話番号)	アクセス(最寄 駅・交通手段)	業務の内容	証明書発行
例	〇〇支店 〒000-0000 港区赤坂 0-00-0 〇〇課×× 赤坂 太郎 00-0000-0000	JR××駅 徒歩5分	間伐材の保管	有・ <input checked="" type="radio"/> 無(本 社で発行)
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無
5				有・無
6				有・無
7				有・無
8				有・無
9				有・無
10				有・無
11				有・無
12				有・無

【別記2】(事業者認定書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

〇〇年〇月〇〇日

〇〇株式会社 殿

一般財団法人日本ガス機器検査協会

〇〇年〇月〇〇日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、一般財団法人日本ガス機器検査協会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

認定番号: JIA〇〇-〇〇〇 (新ガイドライン対応: JIA〇〇-〇〇〇-GHG)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

認定範囲:

認定の有効期間:

(注)申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】(間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式)
(流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合)

番 号																				
年 月 日																				
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明																				
〇〇 殿 (販売先)																				
〇〇チップ製造事業者 認定番号																				
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。																				
記																				
1. 樹種																				
2. 数量																				
3. GHG 関連情報 (GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)																				
(1)原料区分、原料輸送区分																				
<table border="1"><thead><tr><th>原料区分</th><th>原料輸送区分</th><th>構成比</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	原料区分	原料輸送区分	構成比	備考																
原料区分	原料輸送区分	構成比	備考																	
(2)加工区分																				
<input type="checkbox"/> チップ加工																				
<input type="checkbox"/> ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)																				
<input type="checkbox"/> ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)																				

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量: 4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上

輸送距離: 10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下

100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注)なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来のバイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式

年 月 日

一般財団法人日本ガス機器検査協会 殿

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

認定番号:

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが
証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	年4月1日～ 年3月31日
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたものチップ	原木(原料)入荷量 m3 等出荷量 m3
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

【別記5】(認定取消通知書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

年 月 日

殿

一般財団法人日本ガス機器検査
検査認証事業部 認証技術部 認証グループ

貴事業者については、〇年〇月〇日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号:
- 2 事業者の名称:
- 3 代表者の氏名:
- 4 事業者の所在地:
- 5 取消の理由:

改定履歴

版	改定日	改定内容
初版	2014/6/7	
2	2017/3/27	第二 2 において、認定範囲を「JIA-QA センターに認定申請を行う、あらゆる事業者を対象」とした。 別記 1、別記 1 ア、別記 2 を改定した
3	2025/4/1	ガイドライン改正に伴う変更 組織・役職名の変更